

講座情報

9

出張版ワーク・ライフ・ハッピー講座

両荘公民館
で開催

9/30 (水)
13:30~15:00

NOと言えないあなたへ ～言いにくいことを伝えるレッスン～

「気持ちをうまく伝えられない」「断るのが苦手」・・・そんな悩みを抱えていませんか？
心地よい人間関係のための伝え方を一緒に学びましょう。

- 【対象】テーマに興味のある方 【参加費】無料 【会場】両荘公民館 第1ホール
【講師】市男女共同参画推進専門員 小林 美香 (加古川市平荘町山角 725-2)
【定員】20名(要申込・先着順) 【託児】無料・要申込(9/24(木)締切)・定員あり
【申込み】電話で男女共同参画センターへ、または[ここがわオンライン申請システム](#)より申込み

～市内の公民館に出向いて講座を行います～

男女共同参画センターは、JR加古川駅前のカピル21ビル(加古川ヤマトヤシキ)5階にあります。センターの催しは、同じくカピル21ビル5階の「加古川市民交流ひろば」で主に開催していますが、年2回は市内の公民館で出張講座を開催しています。昨年は、志方公民館と氷丘公民館で開催しました。今年は、9月に両荘公民館、10月に野口公民館で開催予定です。野口公民館での開催の詳細については、広報かこがわ、男女共同参画センターニュース講座情報10月号に掲載しますので、楽しみに！

また、当センターでは男女共同参画について気軽に学習できる機会として、ご指定の市内会場で出前講座を実施しています。家庭や地域での『当たり前』を少し立ちどまって見直し、みんなが過ごしやすい日常を考えてみませんか？男女共同参画社会やコミュニケーションをテーマに、わかりやすく学び、話し合いながら実生活に活かせるヒントをお届けします。ぜひご利用ください。詳しくは、[加古川市ホームページ](#)をご覧ください。



9月10日から16日は「自殺予防週間」

～その心の声を、聴かせてください～

心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。匿名でも、うまく話せなくても大丈夫です。もし、あなたが悩みを抱えていたら、ひとりで悩まず、相談してみませんか？もし、周りに悩みを抱えている人がいたら、相談先があることを教えてあげてください。

相談先は、[加古川市ホームページ](#)や、[厚生労働省ホームページ「まもろうよここ」](#)をご覧ください。



加古川市の「ミモザ企業」にインタビュー♪

「ミモザ企業」認定は、女性のキャリア形成や登用、多様な働き方の推進、だれもが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を、兵庫県が認定する制度です。

加古川市内の「ミモザ企業」は現在10社。その取組を1社ずつご紹介しています。

第9回は、尾上町に本社を構える「**オークラ工業株式会社**」(令和7年度認定)です。

Q なぜ、ミモザ企業認定を取得しようと思ったのでしょうか

加古川市男女共同参画センターからご紹介いただいたことがきっかけです。以前から、ひょうご仕事と生活センターの支援を受けながらワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいましたが、さらに取り組みを前進させたいと考えていました。認定取得を目標とすることで、社内の制度や職場環境を改めて見直し、だれもが働きやすい職場づくりを加速させる契機にしたいと考え、チャレンジしました。



本社工場

Q ミモザ企業認定のために、どのようなことに取り組まれましたか

男性育児休業の取得促進と、育児支援制度の拡充に力を入れました。令和6年度の男性育児休業取得率は75%でしたが、令和7年度は100%を達成しています。期間も、数日などの短期間ではなく1カ月以上取得しており、男性も育休を取得することが当たり前の職場風土が定着しつつあります。また、育児短時間勤務制度や子の看護等休暇の対象年齢を拡大し、仕事と家庭を両立しながら働き続けられる環境整備を進めました。

Q ミモザ企業に認定されたことに対する反響はありましたか

認定の効果を直接測ることは難しいですが、新卒・キャリア採用ともに、事務・技術・現場職といった職種を問わず、女性からの応募が増えているように感じています。企業選びにおいて働きやすさを重視する方が増えている中で、ミモザ企業認定が安心材料の一つになっているのではないかと考えています。また、名刺にロゴマークを掲載したことで、取引先との会話のきっかけにもなり、自社の取り組みを知っていただく機会が増えました。



社内打ち合せの様子

Q 認定取得に取り組んだことで、社内では変化はありましたか

最も大きな変化は、管理監督者の意識向上です。管理職向けに「不妊治療と仕事の両立」をテーマとしたセミナーを実施したことで、部下から相談を受けた際の対応について、自ら学び考える姿勢が広がりました。

また、制度利用者からの意見を積極的に吸い上げ、改善につなげる動きも活発になっています。認定取得をきっかけに、制度を整えるだけでなく、だれもが利用しやすい環境づくりに継続的に取り組む文化が育ってきていると感じています。

Q 今後の女性活躍推進、働き方改革のために大切なことを教えてください

女性活躍を推進するためには、採用だけでなく、キャリア形成を支援し、長く働き続けられる環境を整えることが重要だと考えています。当社では女性従業員が少なく、女性管理職もまだいません。今後は採用強化に加え、キャリア支援や定着促進に取り組むと考えています。また、勤務場所によって異なる職場環境の格差是正などの課題にも向き合いながら、だれもが安心して働き続けられる職場づくりを進めていきます。



ミモザ企業
認定授与式

令和8年10月1日から、求職者等に対する セクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

令和7年6月11日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。この改正により、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が事業主の義務となります。



【求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは】

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 1 求職者（企業の求人に応募する者）
- 2 求職者以外の者であって、
 - ・事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
 - ・教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をさし、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

【求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例】

- ・インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

事業主が求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

※例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

◎詳しくは、[厚生労働省ホームページ「職場におけるハラスメントの防止のために」](#)をご覧ください。

キャリアコンサルタントによる 女性のための 働き方相談

わたらしい働き方、再就職、転職、起業、キャリアアップなどチャレンジしたい気持ちについて、女性の相談員(キャリアコンサルタント有資格者)に相談できます。(相談時間は最大50分)

- ◆今の働き方を見直したい、転職しようか悩んでいる
- ◆子育て・介護が一段落したので働きたいけど
ブランクがあるので不安
- ◆面接のトレーニングをしたい
- ◆履歴書や職務経歴書の書き方が分からない
- ◆自分の強みを見つけない
- ◆起業に興味がある

託児
あり

相談
無料

毎週 水・木曜日 10:00~15:30

(場所: 加古川市民交流ひろば)

※事前にご予約ください。

※託児あり(相談日の1週間前までに要予約)

電話または[かこがわオンライン申請システム](#)よりお申し込みください

社会保険労務士による 女性のための 労働相談

仕事や労働に関する悩みや疑問について、女性の社会保険労務士に相談できます。
(相談時間は最大50分)

- ◆労働条件が悪くなった、なぜ?
- ◆突然に明日から来なくていいと言われた
- ◆長年勤めてきたのに契約更新しないと言われた
- ◆パワハラ・セクハラなどのハラスメントを受けた、
今も受けている
- ◆パートでも社会保険の加入は必要?
- ◆働き方を変えると私の年金はどうなるのかな

9月16日(水)14:00~17:00

(場所: 加古川市民交流ひろば)

※事前予約優先(当日予約は電話のみ受付)

※託児あり(9/10(木)申込締切)

電話または[かこがわオンライン申請システム](#)よりお申し込みください

LGBTQ+専門相談

性のあり方に関する悩みや不安の相談を専門相談員が受け付けます。
当事者だけでなく、その家族や友人、学校や職場の方なども相談できます。

... 電話相談 ...

- 【対象】どなたでも(匿名可)
【電話番号】079-427-9108(電話相談専用)
【相談日時】9月28日(月)14:00~17:00
(1回30分まで)
【相談料】無料 ※通話料金はかかります。

... 対面相談 ...

- 【対象】市内に在住・在勤・在学されている方
【相談日時】相談員と調整(1回1時間まで)
【相談料】無料
【場所】加古川市民交流ひろば

詳しくは[市ホームページ](#)をご確認ください

講座の申込み・問合せ

令和8年9月発行

加古川市 市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係
加古川市男女共同参画センター

〒675-0065 加古川市加古川町篠原町21-8

カピル21ビル5階

【電話】079-424-7172

【FAX】079-454-4190

【受付時間】月~金曜日 9:00~17:30

※祝日・年末年始・施設保守点検日を除く

男女共同参画センター

- ・ [Facebook](#)
- ・ [Instagram](#)

- 指定駐車場①~⑤をご利用の方は、1時間または2時間無料券をお渡ししますので、駐車券をご持参ください。
<指定駐車場>①加古川駅前立体駐車場 ②オーエムパーキング ③平成パーキング ④OKパーキング
⑤大村第一駐車場
○自転車・原付(50cc)でお越しになれる方は、★加古川駅南自転車駐車場をご利用ください。
(2時間以内は無料※)※原付(50cc)の場合は利用券をご持参ください。



SDGs 未来都市
かこがわ

